

諮問番号 : 令和4年度諮問第3号(令和4年8月25日付け)

答申番号 : 令和4年度答申第2号(令和4年12月9日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和4年1月5日付けで提起した処分庁〇〇市長による児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第7条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による児童手当・特例給付認定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、子が生まれたことから、処分庁に対し、児童手当及び特例給付(法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)に係る受給資格及び額についての認定の請求を行ったところ、本件処分により、児童手当ではなく、特例給付の認定を受けた。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

- 1 特例給付の認定は、令和〇年度の所得に基づきなされたものであるが、審査請求人の所得は、職場の異動、育児休暇の取得等により、令和〇年度以降著しく減少している。
- 2 生まれた子（以下「本件児童」という。）は〇〇のため入院しているところ、審査請求人の通院費等の負担が増加しているほか、審査請求人の夫（以下「夫」という。）も、医師の説明を受けるため休暇の取得が必要となり、収入が減少する。
- 3 本件児童の退院後は24時間在宅医療ケアが必要となり、審査請求人も夫も収入がなくなる。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

本件処分は、法及び児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「政令」という。）に基づいて適正に行われており、児童手当ではなく、特例給付の認定を行ったことに違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 8月25日	諮問
令和4年10月13日	審議（第10回第2部会）
令和4年11月 9日	審議（第11回第2部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法令の規定等

(1) 法

ア 法第4条は、児童手当の支給要件について、次のとおり規定している。

「第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。）

ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

二から四まで 略

2 略

3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 略

イ 法第5条は、児童手当の支給制限について、次のとおり規定している。

「第5条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。」

ウ 法第7条は、児童手当に係る受給資格及び額についての認定に関し、次のとおり規定している。

「第7条 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、

児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 及び 3 略 』

エ 法第 8 条は、児童手当の支給及び支払について、次のとおり規定している。

「第 8 条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 略 』

オ 法第 17 条は、公務員に関する特例について、次のとおり規定している。

「第 17 条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第 7 条第 1 項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町

村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第8条第1項及び第14条第1項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 略	略
二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条又は第2条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2及び3 略

カ 法附則第2条は、特例給付について、次のとおり規定している。

「第2条 当分の間、第4条に規定する要件に該当する者（第5条第1項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第18条第4項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、5,000円に次項において準用する第7条第1項又は第3項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。

3 第6条第2項、第7条第1項及び第3項、第8条から第11条まで、第12条第1項、第13条から第22条まで（第18条第1項、第2項及び第6項を除く。）、第23条から第29条まで（第26条第2

項を除く。)並びに第30条の規定は、第1項の給付について準用する。この場合において、第18条第3項中「被用者等でない者(被用者又は公務員(施設等受給資格者である公務員を除く。))でない者をいう。以下同じ。)」とあるのは「公務員でない者」と、「費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)」とあるのは「費用」と、第19条中「第8条第1項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用(3歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。))についてはその45分の37に相当する額を、被用者に対する費用(3歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。))についてはその3分の2に相当する額を、被用者等でない者に対する費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。))についてはその3分の2に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第2条第3項において準用する第8条第1項の規定により行う公務員でない者に対する附則第2条第1項の給付に要する費用についてはその3分の2に相当する額を」と、第26条第1項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4から7まで 略 』

(2) 政令

ア 政令第1条は、法第5条第1項の政令で定める額について、次のとおり

規定している。

「第1条 児童手当法（以下「法」という。）第5条第1項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、6,220,000円とし、扶養親族等及び児童があるときは、6,220,000円に当該扶養親族等及び児童1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき440,000円）を加算した額とする。」

イ 政令第2条は、法第5条第1項に規定する所得の範囲について、次のとおり規定している。

「第2条 法第5条第1項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。」

ウ 政令第3条は、法第5条第1項に規定する所得の額の計算方法について、次のとおり規定している。

「第3条 法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合

算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から80,000円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者について

は、当該各号に定める額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

二 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者1人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

三 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 270,000円

四 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 350,000円

五 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 270,000円」

エ 政令第7条は、法附則第2条第3項の技術的読替えについて、次のとおり規定している。

「第7条 法附則第2条第3項の規定により法の規定を準用する場合には、同項の規定により読み替えるもののほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者	以下「特例給付受給資格者
第8条第1項	一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）	特例給付受給資格者
第8条第2項及び第3項、第10	受給資格者	特例給付受給資格者

条、第20条第1項、第21条の前の見出し、同条、第22条第1項、第27条第1項並びに第28条		
略	略	略
略	略	略
	略	略
略	略	略

」

2 本件処分について

(1) 特例給付の認定について

児童手当は、法第4条第1項各号のいずれかに該当する者に支給されるものであるが、同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者については、所得による支給制限があり、これらの者の前年の所得が一定の額以上であるときには支給されない。そして、その場合には、児童手当の支給に代えて、特例給付がなされる。なお、支給制限の基準となる「一定の額」は、同一生計配偶者及び扶養親族並びに扶養親族でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて決まるが、これらがないうときは6,220,000円とされている。

そこで、まず、審査請求人が法第4条第1項各号のいずれに該当する者であるかについて見ると、本件児童は0歳である。審査請求人は、本件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする母であり、その住所は日本国内にある。また、本件児童については、夫もこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするものと考えられるところ、審査請求人の所得は夫の所得より高いことから、法第4条第3項の規定により、審査請求人が本件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするものとみなされる。したがって、審査請求人は、法第4条第1項第1号に該当する者である。

次に、審査請求人の所得について見ると、令和〇年の所得は給与所得のみ

であり、その額は〇〇円である。また、政令第3条第2項各号に掲げる控除は受けていないことから、支給制限を検討する上での所得は、政令第3条の規定により、〇〇円となる。一方、審査請求人に同一生計配偶者及び扶養親族並びに扶養親族でない児童で令和〇年12月31日において生計を維持していたものはいなかったことから、支給制限の基準となる額は6,220,000円である。そうすると、審査請求人の所得は支給制限の基準となる額を超えることとなり、審査請求人には児童手当が支給されない。代わって、特例給付がなされることとなる。

なお、支給制限は前年の所得に基づいて行うこととされており、その後の所得の減少を考慮する規定は存在しない。

したがって、処分庁が、児童手当ではなく、特例給付の認定を行ったことに違法又は不当な点はない。

(2) 特例給付の額等について

ア 特例給付の額

特例給付の額は、5,000円に中学校修了前の児童（法第4条第1項第1号イに規定する中学校修了前の児童をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額であるところ、審査請求人については、中学校修了前の児童は本件児童のみであるから、5,000円である。

したがって、処分庁が特例給付の額を5,000円としたことに誤りはない。

イ 特例給付の開始年月

特例給付は、認定の請求をした日の属する月の翌月から開始される。このため、令和〇年〇〇月〇〇日に認定請求書の提出があった本件においては、同年〇〇月の特例給付の開始年月となるべきところ、本件処分において開始年月は同年〇〇月とされており、一見誤っているように見える。

しかし、この点について、処分庁は、令和〇年〇〇月〇〇日に夫が本件

児童の出生届を提出した際に、審査請求人の所得を確認しないまま、夫が公務員であることから夫の職場で児童手当の手続きをするように案内し、その後、夫が職場で手続きを開始したところ、審査請求人の所得が夫の所得より高いことがわかり、改めて処分庁へ認定請求書の提出がなされたという経緯があったことから、同日に請求があったものとして処理をしたとしている（令和〇年〇〇月〇〇日付け処分庁回答書）。そして、そのように取り扱うことが不合理とはいえないことから、特例給付の開始年月を令和〇年〇〇月としたことに違法又は不当な点はない。

（３）小括

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

３ 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

４ 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件処分通知書には、支給対象となる児童の数、児童手当又は特例給付の区分、手当月額等認定に関する事項が示されているものの、処分に当たって適用した根拠法令の条項が示されていない。

本件処分は、本人の認定の請求どおりの認定内容となっており、行政手続法（平成５年法律第８８号）の規定する申請拒否処分に該当せず、直接同法の定める理由の提示義務に関する規定（同法第８条）の適用を受けないものと考えられるが、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とする同法の趣旨に鑑みれば、同法の趣旨に則

り、処分庁においては、処分に当たって適用した根拠法令の条項を処分通知書に記載することが望まれる。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 三谷晋、委員 池田紀子